

甲斐市建設工事執行規則新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>第14条 削除</p> <p>(着工)</p> <p>第17条 請負者は、契約締結後直ちに工事に着手しなければならない。ただし、契約担当者が指示した場合又は契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <hr/> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第39条 請負者は、前条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による請求をする場合は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を契約担当者に寄託しなければならない。</p> <p>2 前項に定める場合のほか、保証契約を変更したときは、請負者は、変更後の保証証書を直ちに契約担当者に寄託しなければならない。</p> <p>3 契約担当者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合、当該工期の変更についての保証事業会社への通知を請負者に行わせることができる。</p>	<p>(<u>下請負者の届出</u>)</p> <p>第14条 <u>請負者は、工事の一部を下請負に付した場合は、契約担当者に対して、下請負届（様式第9号）により届け出なければならない。</u></p> <p>(着工)</p> <p>第17条 請負者は、契約締結後直ちに工事に着手しなければならない。ただし、契約担当者が指示した場合又は契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>請負者は、工事に着手したときは直ちに契約担当者に対し着工届（様式第10号）により届け出なければならない。</u></p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第39条 請負者は、前条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による請求をする場合は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を契約担当者に寄託しなければならない。</p> <p>2 前項に定める場合のほか、保証契約を変更したときは、請負者は、変更後の保証証書を直ちに契約担当者に寄託しなければならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/>